

条例に盛り込む内容等について

1 前文について

【論点】

前文に盛り込むべき要素、表現等。

- 条例前文の構成として多い例は、①これまでの取組、②課題、③条例制定に至った背景、④条例制定の目的（決意）であるところ。
- 「条例制定に至った背景」として考えられる例
 - ・ 障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務化
 - ・ 東京2020パラリンピックの開催を契機とした障害者に対する関心と共生の意識の高まり
- 「これまでの取組」として考えられる例
 - ・ あいサポート運動

【参考1】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（令和3年3月26日公布）

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、私たち全ての願いである。

このため、県では、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を障害福祉施策の基本理念とし、「障害を理由とする差別の解消」を重点施策の一つに掲げ、「障害を理由とする差別の解消」に関し、合理的配慮の提供や普及啓発等の施策を推進し、障害のある人の社会参加や自立を進めてきた。

しかしながら、今なお、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、理解不足等の社会的障壁により、障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けたり、情報の取得又は利用のための手段や意思疎通のための手段が十分に確保されていない等、困難や不便を余儀なくされ、暮らしにくさを感じている状況がある。

また、本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、障害のある人は、災害時の避難行動や避難所、応急仮設住宅での生活において大きな困難を抱え、障害の特性に応じた情報伝達においても、非常に厳しい状況に置かれた。

こうした状況を踏まえ、全ての県民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いを身近な課題と捉えてこれを解消し、建設的な対話を通じて、互いに理解し合い、歩み寄るとともに、手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話、平易な表現等の障害の特性に配慮した適切な情報の提供や意思疎通のための手段の確保等を通じて、社会的障壁の除去に取り組んでいかなければならない。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人もお互いを理解し、かけがえのない個人として尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

【参考2】 山口県「山口県手話言語条例」（令和元年10月8日公布）

手話は、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語である。このことは、平成十八年に国際連合において採択された障害者の権利に関する条約において定義されており、世界共通の理解である。

我が国においても、手話は明治時代からろう者の間で、思考や意思疎通の手段として用いられ、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で重要なものとして大切に受け継がれ、発展してきた。ろう学校において読話と発声訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、その使用が制限された時期もあったが、平成二十三年に改正された障害者基本法において、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

一方、本県においては、手話が音声言語と異なる独自の言語であるという認識がいまだ県民に定着しているとは言えず、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会も著しく不足しているなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。

このことにより、聴覚障害者は、日常生活における意思疎通のみならず、その成長の過程で思考力や表現力を身に付け、豊かな人間性をはぐくむ上でも困難な状況に直面している。このため、広く県民に対し手話の普及を図るとともに、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会を確保することが極めて重要である。

ここに私たちは、手話を守り、発展させてきた郷土の先人の志と行動力を受け継ぎ、言語である手話の普及及び習得の機会の確保を図ることにより、ろう者が手話により自由に表現し、意思疎通を円滑に行うことができる地域社会を実現する手話言語による生活維新を成し遂げることを決意し、この条例を制定する。

2 目的について

【論点】

目的として規定すべき要素、表現等。

- 多くの他県条例において、障害者差別解消法と同じく、「共生社会の実現」を目的として規定している。

【参考1】障害者差別解消法

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

【参考2】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（令和3年3月26日公布）

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を図り、もって県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

3 定義について

【論点】

定義すべき用語及びその内容。

○ 多くの他県条例において以下の用語を定義している。

用語	定義
障害者	身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう
事業者	法第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう
社会的障壁	障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう
共生社会	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう

【参考】障害者差別解消法

(目的)

第一条 この法律は、(中略) 障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 (略)

四 国の行政機関 (略)

五 独立行政法人等 (略)

六 地方独立行政法人 (略)

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

4 基本理念について

【論点】

基本理念として規定すべき項目、表現等。

- 多くの他県条例において、障害者基本法第3条において共生社会の実現を図る上で旨とすべき旨規定されている4つの事項に加え、「障害及び障害者の理解促進」を基本理念として規定している。
- 他県条例における基本理念の規定状況
(条例制定済みの36都道府県(山口県まとめ))

基本理念	採用県数
基本的人権の享有 (障害者基本法第3条参照)	33
障害及び障害者の理解促進	27
社会参加の機会の確保 (障害者基本法第3条第1号参照)	26
地域社会における共生 (障害者基本法第3条第2号参照)	18
情報保障の推進 (障害者基本法第3条第3号参照)	16

【参考】障害者基本法

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

5 県の責務について

【論点】

県の責務として規定すべき要素、表現等。

- 多くの他県条例において、「基本理念にのっとりした体制整備及び施策の策定・実施」及び「市町等との連携」を県の責務として規定している。

【参考】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（令和3年3月26日公布）

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の体制整備を図り、又は同項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、県民、事業者、障害者団体（障害のある人又はその家族その他の関係者で構成され、障害のある人に対する支援を主な活動とする団体をいう。以下同じ。）その他の関係者と協力し、連携して取り組むものとする。

6 県民及び事業者の役割について

【論点】

県民及び事業者の役割として規定すべき要素、表現等。

- 多くの他県条例において、「障害及び障害者に対する理解を深める努力」及び「県が実施する施策への協力」を県民及び事業者の役割として規定している。

【参考】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（令和3年3月26日公布）

（県民及び事業者の責務）

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

7 差別の解消等に向けた財政上の措置について

【論点】

差別の解消等に向けた財政上の措置を規定することについて。

- 多くの他県条例において、差別の解消等に向けた財政上の措置を努力義務として規定している。

【参考】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（令和3年3月26日公布）

（財政上の措置）

第七条 県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

8 不当な差別的取扱いの禁止について

【論点】

- (1) 「不当な差別的取扱いの禁止」の対象を、障害者差別解消法において対象とされていない県民（一般私人）まで拡大するかどうか。
- (2) サービス提供等の拒否や制限等をせざるを得ない場合に、障害者に理由を説明し、理解を求める規定は必要かどうか。

- 「不当な差別的取扱いの禁止」の対象を私人まで拡大することにより考えられる利点及び懸念される点

(利点)

- ・ 障害者差別解消法の趣旨を広く一般に浸透させることができる。

(懸念される点)

- ・ 行政機関等及び事業者による「不当な差別的取扱い」に係る定義については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において示されているところ（【参考3】参照）、私人間での「不当な差別的取扱い」の定義は困難である。
- ・ 障害者差別解消法において規定されていない私人に対して規定することに疑義が生じる可能性がある。
なお、国は、「事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不適當」との考えを示している（【参考4】【参考5】参照）。

- 他県条例における「私人に対する不当な差別的取扱い」の禁止の状況
(障害者差別解消法施行後に条例制定した14県(山口県まとめ))

私人に対する不当な差別的取扱いの禁止	県名	採用県数
規定あり	宮城県、秋田県、福島県、群馬県、石川県、福井県、滋賀県、福岡県	8
規定なし	東京都、静岡県、三重県、鳥取県、香川県、佐賀県	6

【参考1】秋田県「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」
(平成31年3月15日公布)

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第八条 何人も、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

【参考2】 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

【参考3】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の2 (抜粋)

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

【参考4】 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」

(H25.6月 内閣府障害者施策担当)

問9-1 本法は、事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか。

(答)

本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。一般私人については、第15条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。

【参考5】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてのよくあるご質問と回答<国民向け>（内閣府）

Q4. 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人的な思想や言論も規制されるのでしょうか。

A. この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

一方で、差別のない社会の実現に向け、一般の方も含め、広く国民の皆さまにこの法律の趣旨や内容についてご理解いただくことは大変重要だと考えており、引き続き各般の広報啓発を展開していきます。

【参考6】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の2（抜粋）

2 不当な差別的取扱い

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア（略）

イ（前略）不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

（2）正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

9 合理的配慮の提供義務について

【論点】

- (1) 「合理的配慮の提供義務」の対象を、障害者差別解消法において対象とされていない県民（一般私人）まで拡大するかどうか。
- (2) 負担が過重であることにより、合理的配慮が実施できない場合に、障害者に理由を説明し、理解を求める規定は必要かどうか。

- 「合理的配慮の提供義務」の対象を私人まで拡大することにより考えられる利点及び懸念される点

(利点)

- ・ 障害者差別解消法の趣旨を広く一般に浸透させることができる。

(懸念される点)

- ・ 県民が負担感を感じる恐れがある。
- ・ 私人間の紛争が増加する可能性がある。
- ・ 全ての県民に対し、(努力)義務化について周知し理解を得ることが難しい可能性がある。

- 他県条例における私人に対する「合理的配慮の提供」の義務規定の状況
(障害者差別解消法施行後に条例制定した14県(山口県まとめ))

合理的配慮の提供	県名	採用県数
義務	滋賀県	1
努力義務	秋田県、石川県、福岡県 (鳥取県 ※1)、(佐賀県 ※2)	3 (2)
規定なし	宮城県、福島県、群馬県、東京都、福井県、 静岡県、三重県、香川県	8

※1 配慮・支援を必要とする「記章等を着用する障害者に対して行う」旨の規定。

※2 「それぞれの立場でできる配慮や支援に努める」旨の規定。

【参考1】秋田県「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」
(平成31年3月15日公布)

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第九条 (略)

- 2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

【参考2】障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【参考3】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の3 (抜粋)

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア (前略)

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。（後略）

イ～エ (略)

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

10 相談体制について

【論点】

相談体制における県と市町の役割分担の規定のあり方。

- (1) 市町を一次窓口、県を二次窓口としている現行の取扱いに基づく県の役割を明記することについて。
- (2) 県に求められる役割として行う業務内容としてどのようなものが必要か。
- (3) 改正障害者差別解消法第14条において追加された相談及び紛争防止等に対応できる人材の育成・確保について規定が必要か。

【参考1】 内閣府・障害者政策委員会「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見（R2.6.22）3. の（3）中【見直しの考え方】（抜粋）

（ア） 国・地方公共団体の役割分担の明確化

- 各行政機関における取組を効果的に行うためには、それぞれの役割分担を明確化することが有効である。このため、地方公共団体の取組状況も踏まえつつ、それぞれの基本的な役割を示すべきである。
- この基本的な役割としては、例えば、市町村は最も身近な相談窓口を担うこと、都道府県は広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市町村への情報提供や専門的・技術的助言等の支援を行うこと、国は市町村や都道府県の関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うことなどが考えられる。

【参考2】 障害者差別解消法

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 （略）

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

【参考3】 障害者差別解消法

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう 人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（※ 下線部が改正による追加部分）

【参考4】愛媛県「愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」
(平成28年3月22日公布)

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じることその他の障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする。

(広域専門相談員)

第8条 障がいを理由とする差別の解消に関し、次に掲げる事務を行わせるため、広域専門相談員を置くことができる。

- (1) 特定相談に応じる者に対し、指導及び助言をすること。
- (2) 特定相談のあった事例に関する調査研究をすること。
- (3) 特に専門的な対応を要する特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供をすること。
- (4) 特に専門的な対応を要する特定相談に係る関係者間の調整をすること。
- (5) 関係行政機関への通告、通報その他の通知をすること。
- (6) 次条第1項の申立てに関する援助をすること。

- 2 広域専門相談員は、障がいを理由とする差別の解消に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその事務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

1.1 紛争解決のための体制について

【論点】

障害者差別の禁止を担保する仕組みをどのように整備するか。

○ 他県条例における体制規定の状況

(差別解消法施行後に条例制定した14県(山口県まとめ))

	あっせん			勧告	公表
	実施主体		なし		
	知事	第三者委員会			
宮城県	—	○	—	○	○
秋田県	—	○	—	○	○
福島県	—	○	—	○	○
群馬県	—	○	—	○	○
東京都	—	○	—	○	○
石川県	—	—	○	—	—
福井県	—	○	—	○	○
静岡県	—	○	—	○	○
三重県	○	—	—	○	—
滋賀県	—	○	—	○	○
鳥取県	—	—	○	—	—
香川県	—	○	—	○	○
福岡県	—	○	—	○	○
佐賀県	—	—	○	—	—
採用県数	1	10	3	11	10

※ 三重県はあっせんは知事が行うが意見聴取機関として第三者委員会を設置

○ あっせんの実施主体ごとの考えられる利点及び懸念される点

	知事	第三者委員会
利点	・迅速な対応が可能。	・第三者的視点を反映することができる。
懸念される点	・第三者的視点到欠ける恐れがある。	・実施主体となることで委員会に負担が生じる(調査の実施、会議の開催等)。

○ 他県条例における紛争解決の対象範囲

(障害者差別解消法施行後に条例制定した14県中あっせんについて規定している11県(山口県まとめ))

	不当な差別的取扱い			合理的配慮の提供		
	行政機関	事業者	県民	行政機関	事業者	県民
宮城県	—	○	—	—	○	—
秋田県	○	○	○	○	○	○
福島県	—	○	—	—	—	—
群馬県	—	○	—	—	—	—
東京都	○(都)	○	—	○(都)	○	—
福井県	○	○	○	○	○	—
静岡県	—	○	—	—	○	—
三重県	○	○	—	○	○	—
滋賀県	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	—	—	—
福岡県	○	○	—	○	○	—
採用県数	7	11	4	6	8	2

【参考1】宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」(令和3年3月26日公布)

(助言又はあっせんの申立て)

第十一条 障害のある人及びその家族その他の関係者は、障害を理由とする差別に関し、事業者による第八条第一項又は第二項に係る事案(以下「対象事案」という。)について、第九条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求める旨の申立てをすることができる。

2 (略)

(事実の調査)

第十二条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てがあった対象事案に係る事実の調査を行うものとする。

2 (略)

(助言又はあっせん)

第十三条 知事は、前条第一項の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当事者に対し、その対象事案の解決のための助言を行い、又は宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会(中略)にあっせんを行うよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、その対象事案を解決するため、あっせんを行うものとする。(後略)

3 委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、第一項の規定によるあっせんの求めがあった対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4~8 (略)

(勧告)

第十四条 委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。

一 前条第二項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由がなく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないとき。

二 当該事業者が、正当な理由がなく前条第三項の調査を拒んだとき。

三 当該事業者が、前条第三項の調査に対し、虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第十五条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 (略)

【参考2】三重県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」(平成30年6月29日公布)

(助言及びあっせんの申立て)

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2・3 (略)

(助言及びあっせん)

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。(後略)

2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。(後略)

3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

4・5 (略)

(勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

1 2 共生社会の実現に向けた施策の推進について

【論点】

- ・ 共生社会の実現に向けて条例に規定すべき施策の内容。
- ・ 山口県の独自性を打ち出すことのできる要素や表現。
- ・ 改正障害者差別解消法第16条第2項において地方公共団体による障害者差別解消のための支援措置として新たに規定された「情報の収集、整理及び提供」について共生社会実現に向けた施策として規定すべきか。

【参考】 障害者差別解消法

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。